

# 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタート ～子育て世帯の負担軽減を図ります～

## 1 概要

- (1) 保育園、幼稚園等を利用する3歳以上児の保育料を無償化
  - (2) 3歳未満児は、「保育の必要性」の認定を受けた非課税世帯を無償化
- ※ 対象外・・・給食費、送迎費等の実費負担分

## 2 保育料

[対象者]	[対象施設]	[無償化の対象となる額]
3～5歳児  0～2歳児 (市民税非課税世帯、要保育認定)	保育園 認定こども園(保育部分) 小規模保育事業所 障がい児通所支援	全 額
	幼稚園 認定こども園 (教育部分)	通常教育時間 月額 25,700円まで
	預かり保育時間 (要保育認定)	上記とは別に 月額 11,300円まで
	認可外保育施設 一時預かり事業 ファミリー・サポート・センター事業等 (要保育認定)	3歳以上児 月額 37,000円まで  3歳未満児 月額 42,000円まで

## 3 給食費(主食費・副食費)

保育園・幼稚園	3歳以上児	給食費の実費を負担 ※ 年収 360 万円未満相当の世帯及び第3子以降の児童について、副食費が免除
	3歳未満児	保育園の保育料に含めて給食費を負担
認可外保育施設		給食費の実費を負担

## 4 実施時期

令和元年(2019年)10月から